

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	福利・給与室	1頁
	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例	福利・給与室	22頁

お 知 ら せ

平成23年11月30日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十三年十一月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十四号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 (第9条関係)

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 手 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	357,700	445,600

14	172,500	216,000	359,700	447,500
15	174,700	218,000	361,800	449,400
16	176,900	220,000	363,900	451,300
17	179,200	221,900	365,900	453,100
18	181,800	224,600	367,900	455,000
19	184,300	227,300	369,900	456,900
20	186,800	230,000	371,900	458,800
21	189,300	232,800	374,000	460,600
22	191,000	235,700	376,000	462,500
23	192,700	238,600	378,000	464,400
24	194,400	241,500	380,000	466,200
25	195,900	244,300	381,600	468,000
26	197,600	247,100	383,500	469,700
27	199,300	249,900	385,400	471,400
28	201,000	252,700	387,300	473,100
29	202,500	255,500	389,200	474,900
30	204,200	258,100	391,200	476,600
31	205,900	260,700	393,200	478,200
32	207,600	263,300	395,200	479,900
33	209,200	265,700	397,100	481,600
34	211,000	268,300	398,800	482,600
35	212,800	270,800	400,500	483,600
36	214,600	273,300	402,300	484,600
37	216,300	275,800	403,900	485,700
38	218,100	278,400	405,500	486,700
39	219,900	281,000	407,100	487,700
40	221,700	283,600	408,700	488,700
41	223,600	286,100	410,400	489,800
42	225,400	288,700	412,000	490,800
43	227,200	291,200	413,600	491,800
44	229,000	293,700	415,200	492,800
45	230,900	296,000	416,900	493,900
46	232,600	298,700	418,500	
47	234,300	301,400	420,100	
48	236,000	304,100	421,700	
49	237,600	306,600	423,400	
50	239,300	309,100	425,000	
51	241,000	311,600	426,600	
52	242,700	314,100	428,200	
53	244,100	316,500	429,900	
54	245,800	318,700	431,500	
55	247,400	320,900	433,100	
56	249,100	323,100	434,700	
57	250,600	325,400	436,400	

	58	252,200	327,600	438,000	
	59	253,800	329,800	439,500	
	60	255,400	331,900	441,100	
	61	257,000	334,100	442,800	
	62	258,600	336,300	444,400	
	63	260,200	338,500	446,000	
	64	261,700	340,700	447,600	
	65	263,200	342,900	449,300	
	66	264,900	345,100	450,900	
	67	266,500	347,300	452,500	
	68	268,200	349,500	454,100	
	69	269,700	351,500	455,700	
	70	271,200	353,600	457,300	
	71	272,700	355,700	458,900	
	72	274,200	357,800	460,500	
	73	275,500	359,600	462,000	
	74	276,900	361,500	463,000	
	75	278,300	363,500	464,000	
再任	76	279,700	365,400	465,000	
用職	77	281,100	367,400	465,800	
員以	78	282,300	369,100	466,800	
外の	79	283,500	370,800	467,800	
職員	80	284,700	372,500	468,800	
	81	286,000	374,200	469,600	
	82	287,200	375,700	470,600	
	83	288,400	377,200	471,600	
	84	289,600	378,700	472,600	
	85	290,900	380,200	473,400	
	86	292,100	381,700		
	87	293,300	383,200		
	88	294,500	384,700		
	89	295,700	386,100		
	90	296,900	387,500		
	91	298,100	388,900		
	92	299,300	390,300		
	93	300,100	391,800		
	94	301,300	393,100		
	95	302,500	394,400		
	96	303,700	395,700		
	97	304,700	397,100		
	98	305,800	398,100		
	99	306,900	399,200		
	100	308,000	400,300		
	101	308,900	401,400		

102	310,000	402,500
103	311,100	403,600
104	312,200	404,700
105	313,100	405,600
106	314,000	406,600
107	314,900	407,600
108	315,800	408,600
109	316,800	409,500
110	317,400	410,400
111	318,000	411,300
112	318,600	412,200
113	319,300	412,900
114	319,800	413,700
115	320,300	414,500
116	320,800	415,300
117	321,400	416,100
118	321,900	416,900
119	322,400	417,600
120	322,900	418,400
121	323,500	419,200
122	324,000	419,700
123	324,500	420,200
124	325,000	420,700
125	325,600	421,100
126	326,000	421,600
127	326,400	422,100
128	326,800	422,600
129	327,100	423,000
130	327,500	423,500
131	327,900	424,000
132	328,300	424,500
133	328,500	424,900
134	328,800	425,400
135	329,100	425,900
136	329,400	426,400
137	329,800	426,800
138	330,000	427,300
139	330,300	427,800
140	330,600	428,300
141	330,900	428,700
142	331,200	429,200
143	331,500	429,700
144	331,800	430,200
145	332,100	430,600

	146	332,400			
	147	332,700			
	148	333,000			
	149	333,200			
	150	333,500			
	151	333,800			
	152	334,100			
	153	334,300			
再任用職員		234,700	278,600	336,700	423,100

備考(一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第9条関係)

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	350,800	448,800

27	199,100	218,000	352,700	450,100
28	200,700	220,000	354,600	451,400
29	202,400	221,900	356,500	452,700
30	204,100	224,600	358,400	453,900
31	205,800	227,300	360,200	455,100
32	207,500	230,000	362,100	456,300
33	209,000	232,800	363,900	457,500
34	210,700	235,700	365,700	458,400
35	212,400	238,600	367,500	459,300
36	214,100	241,500	369,300	460,200
37	215,700	244,300	371,200	461,100
38	217,400	247,100	372,800	462,000
39	219,100	249,900	374,400	462,900
40	220,800	252,700	376,000	463,800
41	222,600	255,500	377,400	464,700
42	224,400	258,100	378,900	465,600
43	226,200	260,700	380,400	466,500
44	228,000	263,300	381,900	467,400
45	229,900	265,700	383,500	468,300
46	231,600	268,300	385,100	
47	233,300	270,800	386,700	
48	235,000	273,300	388,300	
49	236,700	275,800	389,800	
50	238,400	278,400	391,300	
51	240,100	281,000	392,800	
52	241,800	283,600	394,300	
53	243,100	286,100	395,900	
54	244,800	288,700	397,300	
55	246,400	291,200	398,600	
56	248,100	293,700	399,900	
57	249,600	296,000	401,400	
58	251,100	298,700	402,800	
59	252,600	301,400	404,200	
60	254,100	304,100	405,600	
61	255,700	306,600	406,900	
62	257,200	309,100	408,300	
63	258,700	311,600	409,700	
64	260,100	314,100	411,100	
65	261,400	316,500	412,300	
66	263,000	318,700	413,500	
67	264,600	320,900	414,700	
68	266,100	323,100	415,900	
69	267,800	325,400	417,000	
70	269,300	327,600	418,200	

	71	270,800	329,800	419,400
	72	272,300	331,900	420,600
	73	273,600	334,100	421,600
	74	274,900	336,300	422,400
	75	276,200	338,500	423,200
	76	277,500	340,700	424,000
再任 用職 員以 外の 職員	77	278,900	342,700	424,900
	78	280,100	344,600	425,700
	79	281,300	346,500	426,500
	80	282,500	348,400	427,300
	81	283,800	350,200	428,100
	82	285,000	352,000	428,800
	83	286,200	353,800	429,500
	84	287,400	355,600	430,200
	85	288,500	357,100	430,900
	86	289,500	358,800	431,600
	87	290,500	360,500	432,300
	88	291,500	362,100	433,000
	89	292,600	363,800	433,700
	90	293,500	365,100	434,400
91	294,400	366,500	435,100	
92	295,300	367,900	435,800	
93	295,800	369,400	436,300	
94	296,600	370,700	437,000	
95	297,400	372,000	437,700	
96	298,200	373,300	438,400	
97	299,100	374,700	438,900	
98	299,900	375,800	439,600	
99	300,700	376,900	440,300	
100	301,500	378,000	441,000	
101	302,400	379,200	441,500	
102	302,900	380,300		
103	303,400	381,400		
104	303,900	382,500		
105	304,400	383,500		
106	304,800	384,500		
107	305,200	385,400		
108	305,600	386,400		
109	305,800	387,300		
110	306,200	388,300		
111	306,600	389,300		
112	307,000	390,300		
113	307,200	391,100		
114	307,500	392,000		

115	307,800	392,900
116	308,100	393,800
117	308,400	394,800
118	308,700	395,600
119	309,000	396,400
120	309,300	397,200
121	309,500	397,900
122	309,800	398,700
123	310,100	399,500
124	310,400	400,300
125	310,600	401,000
126		401,700
127		402,400
128		403,100
129		403,900
130		404,600
131		405,300
132		406,000
133		406,500
134		407,100
135		407,700
136		408,300
137		408,700
138		409,300
139		409,900
140		410,500
141		410,900
142		411,500
143		412,100
144		412,700
145		413,100
146		413,700
147		414,300
148		414,900
149		415,300
150		415,900
151		416,500
152		417,100
153		417,500
154		418,100
155		418,700
156		419,300
157		419,700

再任用職員		225,800	275,200	329,800	412,700
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第9条関係)

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	303,800	352,600
	13	159,300	197,600	233,900	306,100	354,400
	14	161,200	199,200	235,500	308,200	356,400
	15	163,200	200,800	237,100	310,300	358,400
	16	165,100	202,400	238,700	312,400	360,400
	17	167,000	204,000	240,100	314,500	362,400
	18	168,900	205,700	241,700	316,600	364,500
	19	170,800	207,400	243,200	318,700	366,500
	20	172,700	209,100	244,800	320,800	368,600
	21	174,600	210,600	246,300	323,100	370,500
	22	176,100	212,200	247,900	325,100	372,600
	23	177,600	213,800	249,400	327,100	374,700
	24	179,100	215,400	250,900	329,100	376,800
	25	180,700	217,000	252,400	331,100	378,700
	26	182,200	218,600	254,100	333,100	380,600
	27	183,700	220,200	255,800	335,100	382,500
	28	185,200	221,800	257,500	337,100	384,400
	29	186,800	223,400	259,200	338,900	386,200
	30	188,100	225,100	261,000	340,700	388,000
	31	189,400	226,800	262,800	342,500	389,800
	32	190,700	228,500	264,600	344,300	391,600
	33	192,100	230,100	266,100	346,100	393,200

	34	193,500	231,700	267,900	348,000	394,500
	35	194,900	233,200	269,700	349,900	395,800
	36	196,300	234,800	271,500	351,800	397,100
	37	197,500	236,400	273,200	353,600	398,200
	38	198,800	238,000	274,900	355,300	399,400
	39	200,100	239,600	276,600	357,000	400,500
	40	201,400	241,200	278,300	358,700	401,700
	41	202,600	242,700	280,000	360,300	402,800
	42	203,800	244,200	281,700	361,600	403,600
	43	205,000	245,700	283,400	362,900	404,400
	44	206,200	247,200	285,100	364,200	405,200
	45	207,500	248,600	286,800	365,400	405,800
	46	208,600	250,200	288,500	366,600	406,500
	47	209,700	251,800	290,200	367,800	407,200
	48	210,800	253,400	291,900	369,000	407,900
	49	211,900	255,000	293,400	370,200	408,700
	50	212,900	256,400	295,000	371,200	409,400
	51	213,900	257,800	296,600	372,200	410,100
	52	214,900	259,200	298,200	373,200	410,800
	53	215,700	260,500	299,600	374,000	411,500
	54	216,700	261,900	301,100	374,900	412,200
	55	217,600	263,300	302,600	375,800	412,900
再任 用職員以 外の 職員	56	218,600	264,700	304,100	376,700	413,600
	57	219,500	265,800	305,600	377,500	414,200
	58	220,400	267,100	306,900	378,300	414,900
	59	221,300	268,400	308,200	379,100	415,600
	60	222,200	269,700	309,600	379,900	416,300
	61	223,200	270,800	310,800	380,500	416,800
	62	224,200	272,100	312,100	381,200	417,400
	63	225,200	273,400	313,400	381,900	418,100
	64	226,300	274,700	314,700	382,600	418,800
	65	227,000	275,900	316,100	383,200	419,300
	66	227,900	277,000	316,900	383,900	
	67	228,800	278,100	317,700	384,600	
	68	229,700	279,200	318,500	385,300	
	69	230,400	280,300	319,400	385,800	
	70	231,100	281,400	320,200	386,400	
	71	231,800	282,500	321,000	387,000	
72	232,500	283,600	321,800	387,600		
73	233,300	284,500	322,600	388,300		
74	234,100	285,200	323,200	388,900		
75	234,900	285,900	323,800	389,500		
76	235,700	286,700	324,400	390,100		
77	236,300	287,500	325,100	390,800		

	78	236,900	288,100	325,600	391,400	
	79	237,500	288,700	326,100	392,000	
	80	238,100	289,300	326,600	392,600	
	81	238,600	290,000	327,200	393,300	
	82	239,000	290,500	327,700	393,900	
	83	239,400	291,000	328,200	394,500	
	84	239,800	291,500	328,700	395,100	
	85	240,300	291,900	329,300	395,800	
	86		292,200	329,700		
	87		292,500	330,000		
	88		292,800	330,400		
	89		293,200	330,900		
	90		293,500	331,300		
	91		293,800	331,700		
	92		294,100	332,100		
	93		294,500	332,600		
	94		294,800	332,900		
	95		295,100	333,300		
	96		295,400	333,700		
	97		295,800	333,900		
	98		296,100	334,300		
	99		296,400	334,700		
	100		296,700	335,100		
	101		297,100	335,300		
	102		297,400	335,700		
	103		297,700	336,100		
	104		298,000	336,500		
	105		298,300	336,700		
	106			337,100		
	107			337,500		
	108			337,900		
	109			338,100		
	110			338,500		
	111			338,900		
	112			339,300		
	113			339,500		
再任用職員		187,300	214,100	246,500	286,400	328,300

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四 (第9条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,500	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,600	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
再任 用職 員以 外の 職員	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,100	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,100	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	332,000	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100				
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600				
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000					
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700					
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					

85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500						
86	239,700	295,700	344,500	385,700							
87	240,400	296,100	345,000	386,300							
88	241,100	296,500	345,500	386,900							
89	241,900	296,800	345,900	387,600							
90	242,400	297,200	346,400	388,200							
91	242,900	297,600	346,900	388,800							
92	243,400	298,000	347,400	389,400							
93	243,700	298,200	347,700	390,100							
94		298,600	348,200								
95		299,000	348,700								
96		299,400	349,200								
97		299,600	349,500								
98		300,000	350,000								
99		300,400	350,500								
100		300,800	351,000								
101		301,000	351,300								
102		301,400	351,700								
103		301,800	352,100								
104		302,200	352,500								
105		302,400	353,000								
106		302,800	353,400								
107		303,200	353,800								
108		303,600	354,200								
109		303,800	354,700								
110		304,200	355,100								
111		304,600	355,500								
112		305,000	355,900								
113		305,200	356,400								
114		305,600									
115		306,000									
116		306,400									
117		306,600									
118		306,900									
119		307,200									
120		307,500									
121		307,900									
122		308,200									
123		308,500									
124		308,800									
125		309,200									
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条及び第十二条の三中「第十七条の三」を「第十七条の十」に改める。

第十五条の三第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十七条の二の前の見出しを「(くき地手当の支給)」に改め、同条第一項中「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する学校(分校は、一の学校とみなす。以下「くき地学校」という。)及びくき地学校に準ずる学校」を「くき地教育振興法第五条の二第一項に規定するくき地学校等」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第十七条の三及び第十七条の四を次のように改める。

(用語の意義)

第十七条の三 本条から第十七条の十一までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 基準点数 当該学校の所在地のくき地条件の程度の軽重を測定するために、第十七条の五及び第十七条の六の規定により算定した点数をいう。
- 二 調整点数 基準点数の算定方法によっては捕捉し難い特別のくき地条件を測定するために、第十七条の七の規定により算定した点数をいう。
- 三 合計点数 基準点数に第十七条の七第一項及び第二項の規定により算定した調整点数を加え、又は同条第三項の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。
- 四 駅又は停留所 当該学校から最短の距離にある交通機関の駅又は停留所をいう。
- 五 旧総合病院 当該学校から最短の距離にある医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院であつて、医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十五号)による改正前の医療法第四条第一項に規定する総合病院の要件を満たすものをいう。
- 六 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する病院(旧総合病院を除く。)をいう。
- 七 診療所 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する診療所(医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。)をいう。
- 八 高等学校 当該学校から最短の距離にある全日制の課程で普通科を置く高等学校をいう。
- 九 郵便局 当該学校から最短の距離にある郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)をいう。
- 十 市町教育委員会 当該学校から最短の距離にある当該学校を所管する市町教育委員会の事務局(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条に規定する事務(主として学校に係るものに限る。)を処理するものをいう。)をいう。
- 十一 金融機関 金融機関(銀行その他の預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。)の受入れ及び為替取引を業として行つ者(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。)をいう。)であつて、公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付又は収納に関する事務処理を行うもの)のうち、当該学校から最短の距離に所在するものをいう。
- 十二 スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。
- 十三 市の中心地 当該学校から最短の距離にある市役所(支所、出張所その他これに類するものを除く。以下この号及び次号において同じ。)の所在する地点(当該学校が本土以外の島に所在する場合にあつては、当該学校から最短の距離にある本土の市役所の所在する地点)をいう。
- 十四 県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地 県庁の所在する地点又は県内の人口二十万人以上の市若しくは人口二十万人以上の市で大学(短期大学を除く。)が二以上存するものの市役所の所在する地点(当該学校が本土以外の島に所在する場合にあつては、当該学校から最短の距離にある本土の当該地点)のうち当該学校から最短の距離にあるものをいう。
- 十五 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般乗合旅客自動車をいう。
- 十六 定期航行 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第四項に規定する旅客定期航路事業として行われる交通をいう。

- 十七 船着場 当該学校から最短の距離にある定期航行船の着着場をいう。
- 十八 距離 通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。
- 十九 本土 本州をいう。

(くき地学校等の指定)

第十七条の四 第十七条の二のくき地学校等は、次条から第十七条の八までに掲げる基準に従い、規則で定める。

2 前項の規定によるくき地教育振興法第二条に規定するくき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従って指定するくき地学校の級別を付して行うものとする。

- 一 四十五点から七十九点までの学校 一級
- 二 八十点から百十九点までの学校 二級
- 三 百二十点から百五十九点までの学校 三級
- 四 百六十点から百九十九点までの学校 四級
- 五 二百点以上の学校 五級

3 第一項の規定によるくき地教育振興法第五条の二第一項に規定するくき地学校に準ずる学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十五点から四十四点までの学校について行うものとする。

4 共同調理場(学校給食法(昭和十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に係るくき地学校及びこれに準ずる共同調理場の指定については、当該共同調理場から最短の距離にある小学校又は中学校について算定された合計点数を当該共同調理場に係る当該合計点数とみなして前二項の規定を準用する。

第十七条の四の次に次の七条を加える。

(基準点数の算定)

第十七条の五 基準点数の算定は、当該学校が本土内に所在する場合(本土と至近の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても本土との交通が容易な島に所在する場合を含む。)にあつては陸地用基準点数表(別表第六)により、本土以外の島に所在する場合(本土の岬等に所在する場合で、海上による交通を常態とする場合を含む。)にあつては島用基準点数表(別表第七)により、当該学校について各要素ごとの該当点数(次条の規定により補正を行うべき場合にあつては当該補正を行った点数をいう。以下本条において同じ。)を合計して行うものとする。

2 前項に規定する各要素ごとの該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数を超えることができないものとする。

3 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、軌道又は索道を利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距離に二分の一を乗じて得た距離によつて算定するものとする。ただし、次条の規定により点数を算定する場合は、この限りでない。

4 当該学校から医療機関(旧総合病院、病院又は診療所をいう。以下この項において同じ。)までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号に定める場合に該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によつて行うものとする。

一 当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に三を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に三を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

二 当該学校から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数に旧総合病院までの距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

三 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該学校から当該診療所の次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数を加えた点数とし、病院までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

(要素ごとの点数の補正)

第十七条の六 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関の一日の運行回数が八往復以下の場合においては、次の表の右欄に掲げる当該運行回数の区分に応じ、当該運行回数が八往復以下の部分の距離ごとに当該距離に応ずる陸地用基準点数表（別表第六）及び島用基準点数表（別表第七）中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数（一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。）を、当該要素ごとに算定した点数に加えるものとする。

一日の運行回数	八往復から六往復	五往復及び四往復	三往復及び二往復	一往復以下
割合	十分の二	十分の三	十分の四	十分の五

（調整点数）

第十七条の七 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号のいずれかに該当することにより、学校教育の運営上困難を伴つと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。

- 一 当該学校に在学する児童又は生徒の総数の十分の三以上のものの住所地が、当該学校から六キロメートル以上の距離にある場合は十点、当該学校から四キロメートル以上の距離にある場合は五点
- 一 当該学校から図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館その他これらに類する施設のうち当該学校から最短の距離にあるものまでの距離（交通機関を利用し得る部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離）が、二十五キロメートル以上である場合は十点、十二・五キロメートル以上二十五キロメートル未満である場合は五点
- 2 当該学校に勤務する教育職員の数が、三人以下である場合は二十点、四人又は五人である場合は十点を調整点数とする。
- 3 当該学校から人口三万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が四十キロメートル未満の場合は、当該学校が所在する地域の事情に応じて、三十点以内で規則で定める点数を調整点数とする。

（級別の指定の特例）

第十七条の八 隣接して設置されている小学校及び中学校であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第十七条の四の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

（くき地手当の額）

第十七条の九 第十七条の四第一項及び第二項又は第四項の規定に基づき指定されたくき地学校に勤務する職員に支給するくき地手当の月額、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に、同条第二項又は第四項の規定に基づき指定されたくき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。

- 一級 百分の八
- 二級 百分の十二
- 三級 百分の十六
- 四級 百分の二十
- 五級 百分の二十五

- 2 第十七条の四第一項及び第三項又は第四項の規定に基づき指定されたくき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員に支給するくき地手当の月額、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に百分の四を乗じて得た額とする。
- 3 くき地学校及びくき地学校に準ずる学校又は共同調理場が第十五条の二第一項の規則で定める地域に所在する場合におけるくき地手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、規則で定める。

（くき地手当に準ずる手当の支給）

第十七条の十 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校若しくは共同調理場又はその移転した学校若しくは共同調理場がくき地学校若しくはくき地学校に準ずる学校若しくは共同調理場又は特別の地域に所在する学校（分校は、一の学校とみなす。）若しくは共同調理場で規則で定める学校若しくは共同調理場（以下「くき地等学校」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校若しくは共同調理場の移転（以下「異動等」という。）の日から三年以内の期間（当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引

き続き異動等の直後の学校又は共同調理場に勤務させることが必要であると県委員会が認めた職員にあつては六年以内の期間、くき地手当に準ずる手当を支給する。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

- 一 職員がくき地等学校以外の学校若しくは共同調理場に異動した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転等のためくき地等学校に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日
 - 二 職員が他のくき地等学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合（当該学校又は共同調理場が引き続きくき地等学校に該当する場合に限る。） 住居の移転の前日
- 2 前項に規定する特別の地域に所在する学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十点から三十四点までの学校について行うものとする。
 - 3 第一項に規定する特別の地域に所在する共同調理場の指定については、第十七条の四第四項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
 - 4 くき地手当に準ずる手当の月額、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して五年に達する日までの間は百分の四、同日から起算して五年に達した後は百分の二を乗じて得た額とする。
 - 5 新たにくき地等学校に該当することとなつた学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのくき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して三年を経過していないものには、第一項及び前項の規定に準じてくき地手当に準ずる手当を支給する。
 - 6 前項の職員に支給するくき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同項に規定する異動の日前にくき地等学校に該当していたものとした場合に第一項及び第四項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

（指定の見直し等）

第十七条の十一 第十七条の四及び前条の規定に基づき指定は、おおむね六年ごとに、当該学校又は共同調理場について算定された合計点数により行うものとする。ただし、学校又は共同調理場の新設、統合若しくは移転があつた場合又はくき地条件に著しい変更があつた場合には、当該学校又は共同調理場について、その都度行うものとする。

- 2 第十七条の四の規定により指定されていたくき地学校及びくき地学校に準ずる学校又は共同調理場並びに前条の規定により指定されていたくき地等学校が、前項の規定により指定替えされ、又は指定されなくなる場合において、これらの学校又は共同調理場に勤務する職員に係るくき地手当及びくき地手当に準ずる手当の支給に関し必要な経過措置は、規則で定める。

第二十五条の四中「第十七条の三」を「第十七条の十」に改める。

別表に次の二表を加える。

別表第六(第17条の5関係)

要素	細分	陸地用基準点数表																										
		2キロメートル以上4キロメートル未満	4キロメートル以上6キロメートル未満	6キロメートル以上8キロメートル未満	8キロメートル以上10キロメートル未満	10キロメートル以上12キロメートル未満	12キロメートル以上14キロメートル未満	14キロメートル以上16キロメートル未満	16キロメートル以上20キロメートル未満	20キロメートル以上24キロメートル未満	24キロメートル以上28キロメートル未満	28キロメートル以上32キロメートル未満	32キロメートル以上36キロメートル未満	36キロメートル以上40キロメートル未満	40キロメートル以上44キロメートル未満	44キロメートル以上48キロメートル未満	48キロメートル以上54キロメートル未満	54キロメートル以上60キロメートル未満	60キロメートル以上66キロメートル未満	66キロメートル以上72キロメートル未満	72キロメートル以上80キロメートル未満	80キロメートル以上90キロメートル未満	90キロメートル以上100キロメートル未満	100キロメートル以上120キロメートル未満	120キロメートル以上			
駅又は停留所までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
旧総合病院までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
病院までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
診療所までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
高等学校までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	2	4	7	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
郵便局までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
市町教育委員会までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	2	4	6	10	13	16	20	22	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
金融機関までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
スーパーマーケットまでの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
市の中心地までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離	交通機関のない部分																											
	交通機関のある部分	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成二十二年三重県条例第五十五号」を「平成二十三年三重県条例第四十四号」に、「百分の九十九・六六」を「百分の九十九・五五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の見直し)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」といふ。)の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。次項において「任期付職員条例」といふ。)第四条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定めるところによる。

(平成二十三年十二月の期末手当の額の特例)

3 平成二十三年十二月に支給する期末手当の額は、公立学校職員の給与に関する条例(以下この項及び第五項において「給与条例」といふ。)第二十三条第二項(同条第三項又は任期付職員条例第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第三十条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第十二項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年三重県条例第一号)第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」といふ。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」といふ。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

1 平成二十三年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの期間において職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号)附則第七項から第九項までの規定の適用を受けない職員に限る。)、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)別表第四イの適用を受ける職員若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」といふ。)となつた者(平成二十三年四月一日に調整対象職員であつた者で任用の事情を考慮して規則(三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則をいふ。以下同じ。)で定めるものを除く。)にあつては、その調整対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において調整対象職員が受けるべき給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(第二条の規定による改正前の給与条例第十五条の三に規定する住居手当をいふ。)、単身赴任手当(給与条例第十六条の二第二項に規定する規則で定める額を除く。)、くき地手当(第二条の規定による改正前の給与条例第十七条の三の規定による手当を含む。)及び管理職手当の月額(知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年三重県条例第三十号)による改正前の知事及び副知事等の給与の特例に関する条例(平成十七年三重県条例第二号)第七条の規定の適用を受けていた職員の管理職手当の月額については、その規定による額)の合計額に百分の〇・〇九を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(平成二十三年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、調整対象職員以外の職員であつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
高等学校等教育職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
中学校・小学校教育職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から四十四号給まで
学校栄養職員給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十一号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
行政職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで

- 一 平成二十三年六月一日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・〇九を乗じて得た額
- 4 平成二十三年四月一日から同年十二月一日までの間において職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。
（住居手当に関する経過措置）
- 5 平成二十四年四月一日前から引き続き第二条の規定による改正前の給与条例第十五条の三第一項第二号の規定に該当する職員（同号の規定により同年三月に係る住居手当を支給される職員（当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員を含む。）に限る。）については、同項及び同条第二項の規定は、同日から平成二十七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあつては同項第二号中「二千七百円」とあるのは「二千五百円」と、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあつては同号中「二千七百円」とあるのは「千四百円」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては同号中「二千七百円」とあるのは「七百円」とする。
（規則への委任）
- 6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成二十三年十一月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十五号

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

例

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

現業職員給料表

区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	133,100	174,100	219,300	279,200
	2	133,700	175,600	220,500	281,100
	3	134,300	177,100	221,700	283,000
	4	134,900	178,500	222,900	284,900
	5	135,600	180,000	224,200	286,800
	6	136,700	181,400	225,700	289,000
	7	137,900	182,800	227,200	291,200
	8	139,000	184,300	228,700	293,400
	9	140,100	185,800	230,200	295,400
	10	141,200	187,600	232,100	297,500
	11	142,300	189,400	234,000	299,600
	12	143,400	191,200	235,800	301,700
	13	144,500	192,800	237,500	303,800
	14	145,900	194,600	239,400	305,900
	15	147,200	196,400	241,200	308,000
	16	148,500	198,200	243,100	310,100
	17	149,800	200,000	244,900	312,100
	18	151,300	201,800	246,800	314,200
	19	152,800	203,600	248,600	316,300
	20	154,400	205,400	250,400	318,400
	21	155,700	207,000	252,200	320,400
	22	157,200	208,900	254,200	322,500
	23	158,700	210,800	256,200	324,600
	24	160,200	212,700	258,200	326,700
	25	161,600	214,600	260,100	328,400
	26	164,300	216,500	262,000	330,500
	27	166,900	218,400	263,900	332,600
	28	169,500	220,300	265,700	334,600
	29	172,200	222,000	267,700	336,500
	30	173,900	223,900	269,600	338,500
	31	175,600	225,800	271,500	340,500
	32	177,300	227,700	273,400	342,500
	33	178,800	229,300	275,300	344,400
	34	180,600	231,100	277,200	346,300
	35	182,400	232,800	279,100	348,200
	36	184,200	234,600	281,000	350,100
	37	185,800	236,100	282,700	352,000
	38	187,300	237,600	284,600	353,600
	39	188,800	239,100	286,500	355,200
	40	190,300	240,600	288,400	356,800

	41	191,600	242,100	290,100	358,500
	42	192,900	243,600	291,900	359,700
	43	194,200	245,100	293,700	360,900
	44	195,500	246,700	295,500	362,000
	45	196,900	248,000	297,400	363,000
	46	198,200	249,600	299,100	364,100
	47	199,500	251,200	300,800	365,100
	48	200,800	252,800	302,500	366,200
	49	202,000	254,200	304,200	367,100
	50	203,300	255,100	305,900	367,800
	51	204,600	256,000	307,600	368,500
	52	205,900	256,900	309,300	369,200
	53	207,100	257,500	310,600	369,800
	54	208,200	258,700	312,200	370,500
	55	209,300	259,900	313,800	371,200
	56	210,400	261,100	315,400	371,900
	57	211,600	262,400	317,100	372,400
	58	212,600	263,600	318,700	373,100
	59	213,600	264,800	320,300	373,800
	60	214,600	266,000	321,900	374,500
	61	215,400	267,100	323,400	375,000
	62	216,300	268,300	324,600	375,700
	63	217,200	269,500	325,800	376,400
	64	218,100	270,700	327,000	377,100
再任 用職 員以 外の 職員	65	218,800	271,700	328,100	377,600
	66	220,100	272,800	330,400	378,300
	67	221,400	273,900	332,700	379,000
	68	222,700	275,000	335,000	379,700
	69	223,800	276,100	337,300	380,200
	70	225,000	277,200	339,600	380,800
	71	226,200	278,300	341,900	381,400
	72	227,400	279,400	344,200	382,000
	73	228,600	280,300	346,500	382,700
	74	229,800	281,200	347,600	383,300
	75	231,000	282,100	348,700	383,900
	76	232,200	283,000	349,800	384,500
77	233,400	283,900	351,000	385,100	
78	234,600	284,700	352,000	385,700	
79	235,800	285,500	352,900	386,300	
80	237,000	286,300	353,900	386,900	
81	238,100	287,200	354,900	387,600	
82	239,100	288,000	355,800	388,200	
83	240,100	288,800	356,700	388,800	
84	241,100	289,600	357,600	389,400	

85	242,200	290,400	358,500	390,100
86	243,200	291,000	359,400	390,600
87	244,200	291,600	360,300	391,200
88	245,200	292,200	361,200	391,800
89	246,200	292,600	362,100	392,500
90	247,100	293,200	363,000	393,100
91	248,000	293,800	363,900	393,700
92	248,900	294,400	364,800	394,300
93	249,900	294,800	365,500	395,000
94	250,700	295,400	366,400	395,600
95	251,500	296,000	367,300	396,200
96	252,300	296,600	368,200	396,800
97	253,100	297,000	368,900	397,400
98	253,700		369,800	398,000
99	254,300		370,700	398,600
100	254,900		371,600	399,200
101	255,300		372,300	399,900
102	255,800		373,200	400,500
103	256,300		374,000	401,100
104	256,800		374,900	401,700
105	257,400		375,600	402,300
106	257,900		376,500	402,800
107	258,400		377,400	403,400
108	258,900		378,300	404,000
109	259,300		379,000	404,700
110	259,600		379,900	405,300
111	259,900		380,800	405,900
112	260,200		381,700	406,500
113	260,600		382,400	407,200
114	261,000		383,200	
115	261,400		384,100	
116	261,800		385,000	
117	262,000		385,700	
118			386,300	
119			386,900	
120			387,500	
121			388,000	
122			388,600	
123			389,200	
124			389,800	
125			390,300	
126			390,900	
127			391,500	
128			392,100	

	129			392,600	
	130			393,200	
	131			393,800	
	132			394,400	
	133			394,900	
	134			395,400	
	135			396,000	
	136			396,600	
	137			397,100	
再任用職員		186,300	214,000	244,000	278,700

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。（平成二十三年十一月の期末手当の額の特例）

2 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条の規定によりその例によることとされる公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第四十四号）附則第三項の規定の適用については、同項第一号中「次の表」とあるのは「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第四十五号）附則別表」とする。

附則別表

給 料 表	職務の級	号 給
現業職員給料表	一 級	一号給から六十号給まで
	二 級	一号給から三十一号給まで
	三 級	一号給から十二号給まで

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
株式会社第一プリント社